

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務 プロポーザル審査要領

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務に関するプロポーザル審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

審査基準

- | | |
|------------|-------|
| (1) 業務実績 | (15点) |
| (2) 業務実施体制 | (25点) |
| (3) 企画提案内容 | (60点) |

3 審査委員会

参加者から提出された参加意思確認書、企画提案書等の審査を行います。

参加意思確認書及び企画提案書等の書類審査

- (1) 日時、場所

令和4年9月6日(火) 黒潮町役場本庁

4 審査の方法

- (1) 審査会では、提出された参加意思確認書、企画提案書等に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。